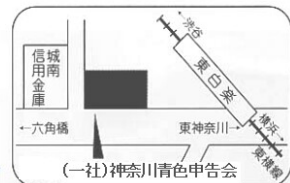


青色かながわ

発行所
一般社団法人 神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11 特北ビル2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
URL: <http://kanagawa-aoiro.com/>



●電子申告e-Tax(イータックス)ご利用の会員の皆様

当会の確定申告指導会場（事務局）にて、税理士による電子申告e-Tax（イータックス）代理送信をご利用された方に「確定申告のお知らせ」ハガキまたは通知書が税務署から**来年1月末に届きます。**

[illegible]

「確定申告のお知らせ」とは…

- ・ 青色/白色申告の種類
 - ・ 予定納税額
 - ・ 振替納税の利用状況
 - ・ 簡易課税選択届出等の提出状況
 - ・ 中間納付税額 等
- が記載されています。

お手元に届いた方は

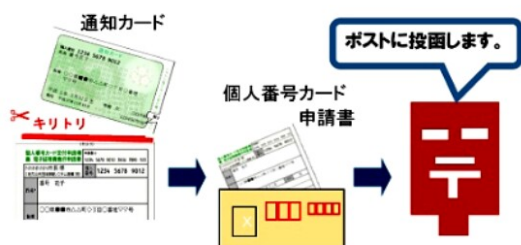
必ず当会確定申告指導会場（事務局）にお持ちください。

※納付書を利用する方は、封書により「確定申告のお知らせ」通知書が納付書とあわせて税務署から届きます。

ご自身のマイナンバーカード（電子証明書）を利用して当会またはご自宅にて、電子申告 e-Tax（イータックス）で送信された方には「確定申告のお知らせ」は届きません。
ご自身のマイナンバーカード（電子証明書）を利用することで、従来通り当会またはご自宅のパソコンを通じメッセージボックスにて「確定申告のお知らせ」を閲覧することができます。（来年1月後半より）

マイナンバーカードを申請しよう！

■郵送による申請方法



通知カードに添付されている申請書には、住所や名前等が予め記載されています。作成日と署名を記入し、押印のうえ顔写真を貼付し、下記送付先まで郵送してください。

【郵送による申請の送付先】

☎219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

■お住まいの区の区役所での申請方法

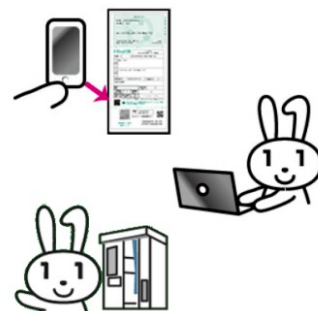


必要書類（下記参照）を持って
ご本人がお住まいの区の区役所
戸籍課に来庁ください。

■持ち物【申請者ご本人が来庁される場合】

- 通知カード
- 住民基本台帳カード
(交付を受けている方のみ)
- 顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)
- 本人確認書類(原則2点以上)
※詳しくはHP又はお住いの区役所にお問い合わせください。

■その他の申請方法



郵送による申請のほか、パソコンやスマートフォン、まちなかの証明写真機からでも申請できます。

詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

神奈川税務署からのお役立ち情報！(vol.18)

**消費税の軽減税率制度のスタートまで、1年を切りました。
皆さん、準備はよろしいですか？**



事務局長

軽減税率制度が始まるということですが、消費税の確定申告の必要がない事業者の方も準備は必要なんですか？

軽減税率（8％）対象商品を売り上げた際、お客さんから「8％の軽減税率対象商品であることや、8％・10％の税率ごとに区分し合計した税込み価格」を記載したレシートを求められる場合がありますので、ご自分の消費税の申告の有無に関わらず、対応できるようにしておく必要があります。



税子先生



事務局長

商品を購入したお客さんが課税事業者だった場合、その事業者の方も8％の軽減税率対象の商品であることを帳簿に記載する必要がありますので、このようなレシートが必要なんですね。平成31年10月からは下の図のようなレシートになりますので、これまでのレシートとの違いをよく確認してください。

① 軽減税率対象商品に※や★等の記号を記載する。

② 記号が軽減税率対象商品の印であることを明らかにする。

八百〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
(10%対象		¥330)
(8%対象		¥1,080)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

税率（10％、8％）ごとに合計した税込対価の額を記載する。

複数税率対応レジを導入するための補助金制度

平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象

補助金交付申請書提出期限：平成31年12月16日

お問い合わせ先：【専用ダイヤル】0570-081-222【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

国税庁 HP に、軽減税率制度説明会の日程が掲載されておりますので、是非ご出席ください。

青年部主催

異業種交流会を開催



9月26日（水）新横浜国際ホテルに於いて青年部主催異業種交流会が開催されました。当日は神奈川県税務署中島第一統括官、小山上席がご臨席され、14名のご参加をいただきました。

テーマ1として「速報、税制改正について」と題し、小山上席に平成30年度の税制改正より平成32年からはじまる給与所得控除・公的年金等控除の引き下げ・基礎控除や青色申告特別控除の変更などの講話をいただきました。

テーマ2では会場をコリントスクラブガーデンに移し、高橋青年部長による「ホームページ開設と効果的な活用法」、漆原副部長による「LINE@による宣伝と集客」など、今後の事業発展に向けた取り組みの参考例が発表されました。その後、テーマ3異業種交流会では、皆さんに自

己紹介をしていただき、

美味しいワインとおつまみと共に親睦を深め和やかな時間を過ごしました。



第2期分予定納税の納期と減額申請

第2期納期は11月30日迄です。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。

10月31日の現況で12月31日までの所得金額と税額を見積り、11月15日までに「予定納税額の11月減額申請書」を提出します。

減額申請に必要なもの

- 平成30年分予定納税通知書
- 平成30年分の仮決算書
- 平成29年分確定申告書・決算書の控
- 印鑑

税を考える週間

「小学生の税の書道展」



立ち寄りください。

展示期間…平成30年11月7日（水）

13日（火）

展示場所…キュービックプラザ新横浜

神奈川県税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催致します。

本年も多数提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！

弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

●開催日程

11月 6日(火)

12月 4日(火)



●会 場 事務局 3 F (東白楽)

●時 間 PM1:00~PM3:00 迄

●電話番号 433-5221 (予約制)

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願い致します。

港北出張所開設日

毎週月曜日開設

●電話番号 070-5593-2028 (PHS)

(開設日以外はつながりません)

●受付時間 10時~11時・13時~14時

●開設日

11月 5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

12月 3日(月)・6日(木)・10日(月)・13日(木)

17日(月)・20日(木)・27日(木)

※12月から月・木曜日の開設日となります。

会費振替のお知らせ

今回の会費引落日は・・・

12月26日(水)

です。

ご指定の預金口座からの振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さる様宜しくお願い致します。

●事務局よりお知らせ
11月22日(木)・12月7日(金)は、職員研修のため12時までの業務とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。

会費引落

9月3日・28日

記帳確認指導会
無料法律税務相談会

女性部役員会
福祉厚生事業委員会

神奈川・港北合同支部会
生活習慣病検診(加瀬ビル新横浜)

労働保険監査
全青色東京地区ブロック大会

八者会定例会議
青色塾

遷青色申告普及会募振大運動(局署会 合同会議
生活習慣病検診(神奈川公会堂)

青年部異業種交流会
生活習慣病検診(加瀬ビル新横浜)

神奈川県下の
あおいろ優待サービス

■新着ご優待施設

遊ぶ

中華街 桂宮



一般利用時:

飲食代金から10%割引
(ランチセットメニューのみ不可)

飲み放題付宴会プラン:
税金サービス・桂宮オリジナル15年紹興酒

万葉倶楽部、横浜八景島シーパラダイス等その他施設のあおいろ優待サービスについては、ホームページ又は事務局までお問い合わせください。

慶弔見舞金のお知らせ

当会では会員の皆様へ福利厚生の一環として、お祝い金・お見舞金・弔慰金を給付しております。

項目	内容	給付しない時
1. 対象者	正会員又はその家族で入会し3年以上の方に限ります。	準会員には給付しません。
2. 届出方法	給付の事由が発生したら原則として10日以内に班長又は事務局へご連絡下さい。	所定の手続きをして会が相当と認めないと給付しません。
3. 給付内容		
①結婚祝金	正会員本人が結婚した時に10,000円給付します。	再婚の時は給付しません。
②出産祝金	正会員又はその配偶者が出産した時にお子様1人に5,000円給付します。	ご夫婦とも会員の時はどちらか一方のみに給付します。
③火災見舞金	正会員の営業所・隣接する倉庫工場が全焼の時は30,000円給付します。全焼以外の時は被害程度に応じて算定の上給付します。	火災原因が正会員及び家族の故意の場合地震の時は給付しません。
④弔慰金	正会員死亡の時 10,000円を 給付 配偶者死亡の時 5,000円を 給付 専従者死亡の時 5,000円を 給付	